

補助金調書

補助金名	福岡市救急病院協会事業補助金			担当課 (連絡先)	保健医療局健康医療部地域医療課 (TEL 092-711-4264)
交 付 先	団 体	福岡市救急病院協会		区 分	その他の補助金
交付先決定方法	非公募	(公募の場合) 公募時期			
(公募の場合) 応募要件					
(非公募の場合) 非公募の理由	当該補助金は、福岡市における救急医療体制の促進、市民の健康管理に寄与することを目的に、救急病院協会が実施する関係機関相互の協力・連携体制の構築、並びに救急医療従事者等への専門的かつ高度な研修・訓練等の事業に対して補助を行うものであり、同等の事業を行う団体は他にないため。				
補助開始年度	昭和42	年 度	経過年数	59	年 度
補助金の目的 及び 補助対象事業	福岡市における救急医療体制の促進、市民の健康管理に寄与することを目的とする。 (1)救急医療関係機関との連携・相互協力に関する事業 (2)救急医療業務に従事する者に対する教育及び訓練に関する事業 (3)救急医療の調査研究に関する事業 (4)救急医療に関する広報・啓発に関する事業 (5)その他救急病院協会の目的達成に必要な事業				
補助金の終期	令和10	年 度	延長回数	4	回
終期を延長する理由	福岡市救急病院協会は、関係機関相互の協力・連携体制の構築、並びに救急医療従事者等への専門的かつ高度な研修・訓練等を行うことで、救急医療体制の確立に大きく貢献しているため、公益上補助が必要である。				
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	■ その他 【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 上記補助対象事業にかかる人件費、広報費、報償費、旅費・交通費、使用料及び借損料、消耗品費、印刷製本代、器具修理費、役務費、保険料、通信費、委託費、備品費、負担金、食糧費のうち、市の予算の範囲内において市長が定める額。				
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】				
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度	
	件	(1) 件	1 件	1 件	
	10,330 千円	(10,330) 千円	10,330 千円	10,330 千円	
前年度補助事業 の主な実施概要	年間を通して、休日の救急病院を指定し、市民に広報することで診療体制の充実を図った。救急医療従事者等を対象として、心電図研修、防災研修、ICLS研修等を実施した。また、市民を対象に、心肺蘇生法訓練人形やAEDトレーナー等の教育訓練資器材の貸し出しを行い、応急手当の普及啓発に努めた。				
補助金交付 による効果	救急病院及び同診療所の救急医療に関する能力の向上、相互の協力体制の保持、並びに救急隊をはじめとする関係機関との連携により、急傷病者への医療の確保や充実が図られている。また、教育訓練資器材の貸し出し等を通して、市民の応急手当知識の普及向上に貢献している。				

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。